

令和7年度 わんわん保育園 本町園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 育伸会
所 在 地	大阪市城東区中央3丁目7番4号
電 話 番 号	06-6939-7711
代表者氏名	理事長 丸岡 佳代

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	わんわん保育園 本町園
施 設 の 所 在 地	大阪市中央区久太郎町2丁目2-8 八木ビル1階
連 絡 先	TEL FAX
管 理 者	園長 離井 千夏
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 21人 1歳児 30人 2歳児 30人 3歳児 25人 4歳児 25人 5歳児 25人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 75人 満1歳以上満3歳未満の児童 48人 満1歳未満の児童 12人
開 設 年 月 日	令和7年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051003939
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.wanwan.ed.jp

3 施設の目的・運営方針

わんわん保育園 本町園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の

下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設 (本園)

敷地		m ²
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 階の1階部分
	延べ面積	878.37m ²

(2) 主な設備 (本園)

(分園)

設備	部屋数	設備	部屋数
乳児室	1室	保育室	1室
ほふく室	1室	教材室	1室
保育室	4室	給湯室	1室
遊戯室 (ホール)	1室		
調理室	1室		

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 【年間行事】

入園進級式を祝う会・運動会・参観・魚の解体ショー・ハロウィン
クリスマス会・生活発表会・豆まき・お別れ遠足・卒園式

(3) 【特別活動】

0～2歳 乳児保育

看護師の常勤

看護師回診

アレルギーへの配慮

おもちゃ消毒

保健衛生の徹底

※専門講師による特別指導

幼児体育（1～3歳）・英会話（3歳）

(4) 定例活動…身体測定・避難訓練・お誕生日会・内科健診・歯科健診 等

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和6年4月現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育教諭・保育士	子どもの保育	19	10	9	
子育て支援員	〃	2		2	
幼稚園教諭	〃	1		1	
保育補助	子どもの保育補助	11	1	10	
保健師・看護師	子どもの衛生・安全管理	2	1	1	
調理師	献立に従い給食・おやつを調理する	3	2	1	
事務員	保育所の一般事務	2	1	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月28日（日）から1月4日（日））、保育研修会（年2回程度）及び祝祭日は休園となります。

また、令和8年度新年度準備の為、3月30日（月）、31日（火）を休園とさせていただきます

その他、保護者にご協力をいただき休園させていただく日があります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの11時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、平日19時30分（土曜日18時30分）までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの8時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から平日19時30分（土曜日18時30分）までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。短時間認定の場合、その認定時間以外の保育は延長保育対応となります。）

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供をいたします。

(3) 食育方針

みんなと一緒に楽しく感謝して食べる

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時頃	10時30分頃	15時頃	
1歳児	9時頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

アレルギーが疑われ、園で何らかの対応を必要とする場合は、嘱託医もしくは主治医を受診し指導表を提出してください。

指導表がなく、園で何らかのアレルギー症状が出た場合は、責任を負いかねますのでご了承ください。

※食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		内1名 管理栄養士

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(5) 調理員及び当職員は、毎月検便を行っております。

（調理員・職員共に通年、赤痢・サルモネラ・0-157・0-26・0-111の検査を実施。）

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から利用の終了の申し出があった場合
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、本規定の説明を受け承諾した後、本規定に違反し是正しない場合。

14 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

- (1) 小児科・外科

医療機関の名称	たなかキッズクリニック
医院長名又は医師名	田中 智彦
所 在 地	大阪市中央区谷町6丁目14-23
電 話 番 号	06-6761-4671

- (2) 歯科

医療機関の名称	なべ歯科医院
医院長名又は医師名	鍋 登志樹
所 在 地	大阪市城東区諏訪4丁目16-24
電 話 番 号	06-6961-8211

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先へ連絡を行い、嘱託医を受診します。又は指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

※保護者の緊急連絡先は明確にしておいてください。

※なお連絡先に変更があった場合は速やかに当園まで
ご連絡ください。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	災害時の連絡手段として「災害伝言ダイヤル 171」及び「CODMON（コドモン）」を利用します。災害時の引き渡しを円滑に行うため「災害時引き渡しカード」を提出していただきます。別途に定める、消防計画書により対応いたします。 平成 28 年 1 月 19 日届出
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。 また、実演訓練は年 2 回実施します。 避難場所は、久宝公園です。
台風対策	保育時間内に暴風警報が発令された場合や、その他園で危険と判断した場合は保育園より連絡させていただきます。
防犯設備	非常通報装置、 電気錠 、防犯カメラ
その他	救命講習・防犯会議を定期的に行っております。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 FAX	
第三者委員	上里 昭夫	電話番号 06-6932-2305 民生委員・児童委員

※ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、賠償責任保険・園児事故対策共済の保険に加入しています。

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	——	——
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・

公示された旨

なし

22 当園におけるその他の留意事項

登園時間	<u>午前8時50分までに登園</u> してください。朝の活動が 始まります。 遅刻された場合は、他のお子様の生活リズムを乱さない ためにも保育が一段落するまで保育室の外でお待ち いただarkinことになりますのでご理解ください。 特に幼児は、小学校就学に向けて規則正しい生活習慣 を身につけていきますので、遅刻はしないようにお願 いします。
------	--

送迎について	連絡なしでお迎えの方が変更した時は、お子様をお返しできません。 必ず保護者の連絡をいただき、お迎えに来られる方の写真を事前に提出してください。
毎朝の検温 体調の確認	お子様の体調を知るため、毎朝ご家庭で検温し、連絡帳でお知らせください。また登園前にご家庭で①機嫌の良し悪し②食欲③発熱の有無④排便の有無など、いつもと様子が異なっていないかご確認ください。
発熱がある場合	体温が概ね 37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。又、登園後、発熱やその他伝染病が疑われる場合、連絡をいれさせていただきます。 連絡後は早急にお迎えに来てください。
感染症	麻疹(はしか)、水痘(水ぼうそう)、インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症に感染した場合、登園停止期間を経過してから、医師に登園に関する意見書を記入してもらって登園してください。
与薬について	投薬を必要なほど体調がすぐれない場合は原則ご家庭で安静にしていただくことになりますが、やむを得ず登園し保育園での与薬を必要とする際は、園のしおりに記載している「保育園にお薬を持参するにあたっての注意事項」に必ず目を通した上で、1回分飲み切りの状態にした上、指定の「お薬連絡票」とともに、朝必ず担任に手渡してください。 1回分に分ける時にお薬の容器以外の物に移し替えるのはおやめください。
喫煙・飲食	当園の敷地内はすべて禁煙・飲食禁止です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 登降園管理システム

当園では登園・降園時間把握するため登降園管理システムを導入しています。各ご家庭にカードキーを最大2枚まで配布しています。

登降園時には時間把握の為、前の方が扉を開けられている状態でも、必ずカードキーをかざしてください。ご協力宜しくお願ひいたします。

また、カードを紛失された場合は、速やかに事務所までお申し出ください。

防犯上、紛失したカードキーの使用を止めさせていただきます。

※詳しくは別紙をご参照ください。